

令和元年9月3日 第8回林務部改革推進委員会【資料6】

大北森林組合に対する 県の指導・支援について

長野県林務部

大北森林組合等の補助金返還及び損害賠償請求の状況

- 不適正受給のうち時効等により返還請求できないものを除く全ての返還請求が完了。
- 事業者からの返還については、大北森林組合とひふみ林業（有）を除く全ての事業者で完了。
- 大北森林組合からは、平成29年1月に組合が策定した補助金等返還計画どおり返還中。

(単位：円)

事業者	不適正 受給額 [注1、注2] (①)	請求の状況[注3]			納入済額 [注6] (⑤)	残 額 (⑥=④-⑤)
		補助金返還 請求額 [注4] (②)	損害賠償 請求額 [注5] (③)	請求額合計 (④=②+③)		
大北森林組合	1,452,192,499	915,231,738	67,487,048	982,718,786	15,545,000	967,173,786
（うち直接補助分）	1,415,539,700	879,883,600	67,487,048	947,370,648	10,600,000	936,770,648
元専務 （全額直接補助分）	-	-	129,844,608	129,844,608	0	129,844,608
ひふみ林業(有)	65,732,286	15,052,586	17,091,567	32,144,153	331,486	31,812,667
（うち直接補助分）	65,700,800	15,021,100	17,091,567	32,112,667	300,000	31,812,667
県職員 （全額直接補助分）	-	-	4,505,077	4,505,077	4,505,077	0
その他	74,635,915	34,885,970	-	34,885,970	34,885,970	0
（うち直接補助分）	68,619,950	30,751,850	-	30,751,850	30,751,850	0
合計	1,592,560,700	965,170,294	218,928,300	1,184,098,594	55,267,533	1,128,831,061
（うち直接補助分）	1,549,860,450	925,656,550	218,928,300	1,144,584,850	46,156,927	1,098,427,923

注1 不適正受給額には県の指導監督費8,216千円及び国からの加算金353,045千円を含まない。

注2 市町村を通じた間接補助については県まで返還された額とし、最終受領者に計上。金額は県の支出額(国庫補助額及び県費相当額)

注3 請求金額には、相手方に対する加算金、延滞金及び遅延損害金を含まない。

注4 補助金返還請求は不適正受給額のうち、時効等により請求できないものを除き実施

注5 遅延損害金は、「国と県との時効の対象範囲の相違により補助金返還請求ができない国庫補助金相当額」及び「国からの加算金相当額」のうち、請求可能なものを実施

注6 納入済額は、令和元年8月31日現在

大北森林組合の事業経営計画等の取組状況

- 県は、平成29年3月、組合が策定した事業経営計画及び返還期間を33年とした補助金等返還計画をおおむね妥当と判断し、補助金返還債務に係る履行期限を平成33年7月末まで延長した。
- 組合の事業経営計画の着実な取組や補助金返還の履行について、県は、理事会へのオブザーバー参加など、毎月、モニタリングを行うとともに、毎年6月末と12月末までに進捗状況の報告を求める等、厳格な進捗管理、指導を行っている。

項目	指導に対する主な取組状況
1 補助金不適正受給期間中の役員の責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合は元専務理事が29年12月、約2億1,500万円の損害賠償請求全額を認めたこと等により、訴訟上の和解をし、今後、賠償金の回収に努めることとしている。 ・ 元組合長とは、損害賠償として、過去に報酬を返還・辞退した額と合わせて6年分の報酬額を超える金額の支払いと所有山林を代物弁済として供出することで和解した。 (平成31年1月に現金を納付完了及び同年2月に山林の所有権移転登記済) ・ 元非常勤役員(25人)には、理事4年分・監事2年分の報酬の返納を求め、返納者にはこれ以上の責任を求めないことを30年5月の総代会で議決済み。(返納済12人)
2 徹底した管理費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤役員報酬の不支給(平成26年度～30年度) ・ 職員賞与の不支給(平成27年度～)
3 増資等による経営基盤の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30年2月末までに役員が率先して100万円を超える増資を行った。 ・ 組合員への一人1万円を目標とする増資計画を30年5月の通常総代会で説明した。 (30年度中の資本金の増加額：182,000円)
4 再発防止策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士の立合いと助言のもと、半期に1回監査を実施。 ・ 役員が、地域振興局主催の実務者研修会等に参加するとともに、事業進捗状況を理事会で説明するなど、理事会の体制を強化 ・ 専務理事ほか事業担当職員全員が集まり、森林整備事業の進捗状況等の業務の執行状況を点検(毎月1回)
5 補助金等返還状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度分は、910万円を返還

大北森林組合の平成30年度決算について

- 計画では、事業損失を828万8千円の赤字を見込んでいたところ、年度当初に職員が退職したことから人手不足により森林整備が進まず1,314万8千円の赤字となり、約500万円の減益となった。
- 一方、税引前当期純利益は、365万3千円の黒字の見込みが、元組合長からの損害賠償金について和解が成立し入金されたことなどから、1,165万5千円の黒字となり、約800万円の増益となった。
(県・市町村・金融機関に、910万円の補助金等を返還)

平成30年度 損益計算書の概要

(単位：千円)

区 分	年間計画 A	決 算 額			B - A	【参考】 29年度決算
		収 益	費 用	損 益 B		
1 事業総利益	47,820	139,450	109,830	29,620	△ 18,200	25,714
2 事業管理費	56,108		42,768	△ 42,768	△ 98,876	53,881
事業利益（損失）	△ 8,288			△ 13,148	△ 4,860	△ 28,167
3 事業外損益	△ 2,059	3,523	2,730	793	2,852	△ 1,229
経常利益（損失）	△ 10,347			△ 12,355	△ 2,008	△ 29,396
4 特別損益	14,000	27,636	3,626	24,010	10,010	2,179
税引前当期純利益（損失）	3,653			11,655	8,002	△ 27,217
法人税、住民税、事業税	183			183	0	183
当期剰余金（損失金）	3,470			11,472	8,002	△ 27,400

大北森林組合の平成30年度事業実施状況

- 森林整備・素材の受託販売は、請負事業が計画通りに受注できなかったことや、受託事業について、森林所有者から同意取得を計画的に進めることができなかったことなどから、前年度より増加したものの、計画量を下回った。
- 一方、組合員等からの受注による支障木整理や、市町村からの受注を主とする松くい虫被害木処理等は計画量を上回る実績となった。

事業区分		年間計画	実施状況	実施率 (%)	備考	【参考】 29年度実績
1指導事業	地区懇談会等	14 回	14 回	100.0		11 回
2販売事業	素材の受託販売	3,350 m ³	194 m ³	5.8		105 m ³
	きのこ原木販売	20 m ³	25 m ³	125.0		24 m ³
	薪販売	2,000 束	2,498 束	124.9		2,051 束
	支障木整理の実施	97 件	130 件	134.0		97 件
3加工事業	製材加工	463 m ³	509 m ³	109.9		463 m ³
4森林整備事業	森林整備	受託、請負	306 ha	132 ha	43.1	116 ha
	利 用	土木、造園	3,750 千円	7,737 千円	206.3	8,102 千円
		松くい虫被害木処理	1,000 m ³	1,428 m ³	142.8	932 m ³
	購 買	苗木、種駒等の販売	27,200 千円	13,983 千円	51.4	26,501 千円
金 融	改善資金の貸付事務	2 件	2 件	100.0	2 件	

大北森林組合の平成31年度損益計画について

- 集中改革期間（H29～R2）での経営の安定化に向けた重要な年にとらえ、組合員からの受託による森林整備を進めるとともに、請負事業を積極的に受注することとし、事業損益を黒字化する計画としている。
- 補助金等の返還は補助金等返還計画どおり780万円を予定しており、税引前当期純損益では、約220万円の赤字の計画となっている。

平成31年度 損益計画の概要

（単位：千円）

区 分	損 益 計 画			備 考	【参考】 30年度実績
	収 益	費 用	損 益		
1 事業総利益	195,608	142,157	53,451		29,620
2 事業管理費		53,435	△ 53,435		△ 42,768
事業利益（損失）			16		△ 13,148
3 事業外損益	1,300	2,510	△ 1,210		793
経常利益（損失）			△ 1,194		△ 12,355
4 特別損益	0	1,000	△ 1,000		24,010
税引前当期純利益（損失）			△ 2,194		11,655
法人税、住民税、事業税			183		183
当期剰余金（損失金）			△ 2,377		11,472

大北森林組合の平成31年度事業について

- 森林整備の実施に向け、県・県森林組合連合会の支援や理事の参画等も含めた事業実行体制の整備により、地元説明・森林所有者の同意取得・森林経営計画の作成を進め、計画的な森林整備の拡大と、伐採木の積極的な販売を進める。
- 河川内樹木伐採等の森林土木事業を積極的に受注し、受託による森林整備が軌道に乗るまでの間の経営の安定化を図る。

事業区分		H30実績	H31年間計画	伸び率 (%)	備考	
1指導事業	地区懇談会等	14 回	14 回	100.0		
2販売事業	素材の受託販売	194 m ³	3,000 m ³	1546.4		
	きのこ原木販売	25 m ³	20 m ³	80.0		
	薪販売	2,498 束	2,500 束	100.1		
	支障木整理の実施	130 件	95 件	73.1		
3加工事業	製材加工	509 m ³	475 m ³	93.3		
4森林整備事業	森林整備	受託、請負	132 ha	333 ha	252.3	
	利 用	土木・造園	7,738 千円	47,815 千円	617.9	
		松くい虫被害木処理	1,428 m ³	1,100 m ³	77.0	
	購 買	苗木、種駒等の販売	13,983 千円	15,500 千円	110.8	
金 融	改善資金の貸付事務	2 件	3 件	150.0		

大北森林組合の長期事業計画

事業経営計画（平成29年1月策定）における長期事業計画

区分		集中改革期間					(単位：千円)		
		2016 (平成28年)	2017 (平成29年)	2018 (平成30年)	2019 (平成31年)	2020 (令和2年)	2021～25 (令和3～7年)	2026～30 (令和8～12年)	2031～35 (令和13～17年)
事業利益	計画	△ 60,400	2,290	5,050	10,450	14,890	24,430	33,705	40,269
	実績	△ 62,148	△ 28,167	△ 13,665	※1 16				
税引前当期純利益	計画	△ 21,130	△ 960	1,800	4,000	6,540	3,600	3,600	3,659
	実績	△ 187,577	△ 27,217	10,422	※1 △ 2,194				
※2 【参考】 補助金等 返還額	計画	3,655	6,700	4,600	7,800	9,700	18,300	25,920	36,100
	実績	3,655	6,700	※3 9,100					

※1：2019年度（平成31年度）の実績は、年度計画

※2：補助金等返還額は、県・市町村・金融機関に対するもの

※3：計画に加え、元組合長からの賠償金の一部を金融機関へ繰上償還

大北森林組合の再生に向けた県の指導・支援について

【支援の方針】

事業経営計画及び補助金返還計画が着実に実行されるよう、当面、集中改革期間（H29～R2）中は、北アルプス地域振興局・県森林組合連合会と連携し、組合の経営の建直し、健全化に向けて重点的な支援・指導を実施する。

【指導】

○ 常例検査の実施

- ・7月17日～18日、森林組合法に基づく組合の常例検査を公認会計士同行のもとで実施

○ 進捗管理等による厳正な指導

- ・組合からの定期・随時の報告を受け、事業進捗や経営の状況を把握・分析し、状況に応じた指導実施
- ・総代会、理事会等へ同席、助言指導（刷新した理事により直接担当する地域の組合員へ施業同意の取得等の働き掛けを実施するなど、経営・事業への直接参画・役員体制の強化）

【支援】

○ 森林整備実施に向けた条件整備の支援

- ・長期的・計画的な森林整備の実施に向けた森林経営計画作成の支援
- ・水源林造成事業・公社造林地整備等、公共事業の受注に必要な森林調査等の支援と情報の提供
- ・市町村有林整備に向けた施業提案作成等支援
- ・森林づくり県民税の積極的な活用に向けた支援
- ・市町村が主体となる新たな森林管理システム・森林環境譲与税の活用に向けた市町村との連携の強化を支援

○ 人材等に関する支援

- ・職員不足を解消するための人材斡旋、及び新たな採用職員に対する集中的な指導等、体制面の強化に向けた支援（9月から臨時職員1名を採用予定。即戦力となり得る事務職員の斡旋）
- ・昨年に引き続き、本庁の課長級職員を北アルプス地域振興局兼務とし、より強力に指導を行うとともに、県森連からの職員の派遣も継続（週2～3日）、5月からは専門的な知識を有する県の林務職員OB1名を新たに非常勤雇用
- ・森林整備等の制度・技術に関する実践的な人材育成のための「森林整備実務者研修」を開催

○ その他

- ・広葉樹の活用のためIoT等を活用した資源調査の実施、市場関係者との現地検討による有利販売等支援
- ・松くい虫被害対策のための樹種転換実施に向け、市町村との調整、計画策定等支援
- ・県・県森連・組合間のコミュニケーションを図り、事業全体の計画管理等により効果的・効率的な支援を行うため、定期的（月1回）に意見交換を実施

令和元年度上半期 大北森林組合への再生支援活動と成果等

○ 大北森林組合の職員体制を強化

- 【県等の支援体制】**
- ・引き続き本庁の課長級職員1名を北アルプス地域振興局に兼務とし、森林組合を専属指導
 - ・県森林組合連合会が職員3名を派遣(週2~3日、交代制)
 - ・専門的な知識を有する県林務職員OB1名を非常勤職員として雇用
- 【森林組合の職員体制】**
- ・新たな職員の斡旋・確保を継続
 - ・事業実行体制の整備に向け、市町村担当制から事業担当制への移行を推進

区分	本庁 課長級職員 (北アルプス地域振興局兼務)	北アルプス地域振興局	森林組組合連合会	県林務職員OB	備考
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域振興局と情報共有、支援内容、方法等の方針決定 ○支援日程等について調整 ○長野水源林整備事務所・長野県林業公社と事業計画等打合せ ○森林経営計画作成予定地の選定・調査指導 ○森林整備に係る市町村との調整 ○森林組合職員との定期的な意見交換の実施 ○他部局の事業発注等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○受託予定地の整備方針指導 ○森林経営計画作成予定地の選定・調査指導 ○実践的な人材育成のための「森林整備実務者研修」を開催 ○森林整備に係る市町村との調整 ○森林組合職員との定期的な意見交換の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○受託(造林補助)事業地・水源林整備事業地・公社造林整備地の林況調査、施業予定地の測量、施業地図面等を作成 ○森林経営計画作成補助(施業履歴整理、現地調査等) ○事務の効率化に向けたGPS・GIS活用等に係るIoT研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林整備実施に向けた調査、測量及び具体的な施業方針決定支援 	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林整備実施面積の拡大 昨年度実施面積：132ha ⇒ 本年度着手済み面積：約180ha(7月31日現在) ○ 森林経営計画等の作成箇所を選定及び組合員への施業提案等の開始 現在2団地作成中 6団地作成準備中 ○ 森林組合職員とのコミュニケーションの向上(月1回の定期的な意見交換を実施) 				
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合の実施体制の強化(即戦力となり得る事務職員の確保、実施体制の再構築) ○ 組合職員が主体となった森林経営計画等の作成、組合員からの受託造林の本格実施 ○ 長期的かつ計画的な森林整備方針の作成 				

大北森林組合補助金不適正受給事案に係る事業主体等に対する請求の状況について

- 検証報告後の県の調査や国との事案の精査の結果、不適正に受給された補助金(※)は約16億1百万円。
- これまで大北森林組合等に対し法的に最大限可能な約9億65百万円を返還請求。
- 国庫返還を行ったものの、組合等へ返還請求できていないもの、加算金については、大北森林組合等に対する損害賠償請求を行うとともに、「しごと改革」による経費節減により対応。
- 大北森林組合及び元専務、ひふみ林業を除き、納入済み。

※県の受給した指導監督費を含む

【組合等への返還請求等の状況】

国・県ともに時効完成（415百万円）
 県として時効が完成しているため、補助金返還請求できない。

国の時効未完成（県完成）（174百万円）
 県として時効が完成しているため、補助金返還請求できない。

国・県ともに時効未完成（965百万円）
 組合等へ補助金返還請求済

不用萌芽除去・指導監督費（46百万円）
 県の誤った指導に基づくもの（不用萌芽除去）、県の行う指導監督への補助（指導監督費）であり、補助金返還請求できない。

加算金（353百万円）
 県の指導監督の不備により課されたものであり、組合等へ返還請求できない。

【国費・県費の内訳】

県費 148百万円 時効完成
国費 267百万円 時効完成

県費 48百万円 時効完成
国費 126百万円 国庫返還
損害賠償請求済②

県費 340百万円 時効未完成
国費 625百万円 国庫返還
補助金返還請求済 ①

県費 10百万円
国費 36百万円 国庫返還 ③

国費353百万円 国庫納付 ③
損害賠償請求済 ②

国庫返還額等11億40百万円
 （網掛け部分）

【対応の状況】

（千円以下の端数切捨て。端数処理のため集計が異なる場合がある。）

補助金返還請求及び損害賠償請求

（間接補助については、最終受領者に計上）
 （単位：万円、万円以下切捨て）

	補助金返還請求 ①	損害賠償請求 ②	請求額合計 ①+②	納入額	残額
大北森林組合	9億1,523万円	6,748万円	9億8,271万円	1,554万円	9億6,717万円
元専務理事	—	1億2,984万円	1億2,984万円	なし	1億2,984万円
ひふみ林業	1,505万円	1,709万円	3,214万円	33万円	3,181万円
県職員	—	450万円	450万円	450万円	なし
その他	3,488万円	—	3,488万円	3,488万円	なし
計	9億6,517万円	2億1,892万円	11億8,409万円	5,526万円	11億2,883万円

しごと改革等 ③

・H29までに懲戒処分による給与削減や事務経費の削減により対応 4,667万円

懲戒処分による給与削減	1,800万円
28年度	963万円
29年度	1,904万円

・H30までに「しごと改革」の断行による人件費の削減で対応 4億8,876万円

28年度	9,080万円
29年度	1億8,823万円
30年度	2億0,973万円

事業費 約16億1百万円